

◎少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例

平成十三年十二月二十一日 長崎県テレホンクラブ等営業の利用の規制に関する条例（平成八年長崎県条例第三十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、少年によるテレホンクラブ等営業その他の性風俗関連特殊営業の利用に係る特定の行為を禁止すること等により、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、あわせて清浄な風俗環境の保持を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 少年 十八歳未満の者をいう。
- (二) 利用カード 利用者識別情報を記載した文書その他の物品をいう。
- (三) 利用者識別情報 テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な会員番号、暗証番号その他の情報を含むものをいう。
- (四) 利用カード等販売所 利用カードの販売、頒布、贈与、交換若しくは貸し付け（以下「販売等」という。）を行い、又は利用者識別情報を画像、音声その他の方法により教示する場所（自動販売機によるものを含む。）をいう。
- (五) 利用カード等販売業 前号に掲げる利用カードの販売等又は利用者識別情報の教示を行うために利用カード等販売所を営むものをいう。
- (六) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）以下「法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (七) 性風俗関連特殊営業所等 法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に係る営業所又は事務所（事務所がない場合において、当該営業を営む者の住所）をいう。
- (八) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (九) 少年立入禁止場所 法第二条第一項に規定する風俗営業に係る営業所（同項第八号の営業に係るものを除く。）同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所（以下「店舗

型性風俗特殊営業所」という。）及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所以下「店舗型テレホンクラブ営業所」という。）並びに長崎県少年保護育成条例（昭和五十三年長崎県条例第十七号）第三条第一項の規定により指定された有害興行を行う場所をいう。

（利用カードの販売等及び利用者識別情報の教示の制限）

第三条 何人も、少年に利用カードを販売等し、又は利用者識別情報を教示してはならない。

2 何人も、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地聖霊中高等学校様を含む。）の周囲二百メートルの区域内及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年長崎県条例第四十一号）第二条第一号に定める地域（以下「住居地域等」という。）内（以下「禁止区域」という。）においては、利用カードを販売等し、又は利用者識別情報を教示してはならない。

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校

(二) 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館

(三) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設

(四) 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項の規定により市町村が設置する公民館

(五) スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十二条に規定するスポーツ施設

3 何人も、直接人と対面する方法によらなければ、利用カードを販売等し、又は利用者識別情報を教示してはならない。

4 何人も、少年立入禁止場所の屋内を除き、利用カードを自動販売機に収納し、又は利用者識別情報を自動販売機により教示できる状態にしてはならない。

（広告及び宣伝の規制）
第四条 何人も、次に掲げる区域（以下「広告制限地域」という。）内において、性風俗関連特殊営業所等又は利用カード等販売所の名称、所在地又は電話番号（以下「性風俗関連特殊営業所等の名称等」という。）に係る広告物を表示してはならない。

1 少年立入禁止場所の内部及び店舗型性風俗特殊営業所、店舗型テレホンクラブ営業所又は利用カード販売所の外周又は内部に表示する広告物については、この限りでない。

(一) 禁止区域（住居地域等を除く。）

(二) 別表の左欄に掲げる性風俗関連特殊営業所等及び利用カード等販売所に係る広告物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地域

2 何人も、広告制限地域内において、性風俗関連特殊営業所等の名称等を記載したビラ、パンフレット又はこれらに類する広

告若しくは宣伝の用に供される文書図画（以下「ビラ等」という。）を頒布してはならない。

3 何人も、ビラ等を頒布するときは、街頭で直接人に交付する方法によらなければならない。

4 少年立入禁止場所及び店舗型性風俗特殊営業所、店舗型テレホンクラブ営業所又は利用カード等販売所の内部においては、前二項の規定は、適用しない。

5 何人も、ビラ等を少年に頒布してはならない。

6 何人も、屋外において性風俗関連特殊営業所等の名称等に係る音声又は映像を用いて、広告又は宣伝をしてはならない。

（少年に対する性風俗関連特殊営業への勧誘禁止等）
第五条 何人も、少年に性風俗関連特殊営業を利用させるため、性風俗関連特殊営業所等へ電話をかけ、若しくは立ち入るよう指示し、又は勧誘してはならない。

（利用カード等販売業の届出等）
第六条 利用カード等販売業を営もうとする者は、当該利用カード等販売業を開始する日の十日前までに、利用カード等販売所（自動販売機を使用する場合にあつては、その自動販売機）ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 利用カード等販売所の名称及び所在地

(三) 自動販売機を使用する場合にあつては、当該自動販売機を設置する場所の所在地、機種及び製造番号

(四) 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をほかに、利用カード等販売業を営む者（以下「利用カード等販売業者」という。）は、当該届出に係る利用カード等販売業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該廃止又は変更の日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（利用カード等販売業者の禁止行為等）
第七条 利用カード等販売業者は、利用カードの見やすい箇所

に、少年はテレホンクラブ等営業を利用できない旨及び会話又は伝言の相手方が少年であることを知ったときは、直ちにその利用を止めなければならない旨の記載のない利用カードを販売してはならない。

2 利用カード等販売業者は、利用カード等販売所の見やすい箇所

に、少年は利用カードを取得し、又は利用者識別情報の教示を受けることができない旨を表示しなければならない。

3 前項の場合において、利用カード等販売業者が自動販売機を使用して当該利用カード等販売業を営む場合にあつては、当該自動販売機の見やすい箇所に、同項に掲げる事項に加えて、前

条第一項第一号に掲げる事項その他公安委員会規則で定める事項を表示しなければならない。

4 利用カード等販売業者は、当該利用カード等販売業に關し廣告又は宣伝をするときは、少年は当該利用カード等販売業に關し旨を明示し、又は告知する措置を講じなければならない。

(現場における警察職員の措置)

第八条 警察職員は、第四条の規定に違反する行為(以下この条において「違反行為」という。)が現に行われているときは、当該違反行為をしていない者に対し、当該違反行為を中止することを命じ、又は当該違反行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

(違反広告物の除却等)

第九条 公安委員会は、第四条第一項の規定に違反した広告物を表示し、又は同条第二項若しくは第三項の規定に違反してビラ等を頒布した者に対し、当該広告物又はビラ等の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定に基づく措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該ビラ等を頒布した者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を警察職員又は公安委員会が委任した者(以下「警察職員等」という。)に行わせることができる。

3 公安委員会は、第四条第一項、第二項又は第三項の規定に違反する次の各号に掲げる広告物又はビラ等(駅、バス停留所、公園、公衆便所、電話ボックス、駐車中の車両その他の場所に配置されたものに限る。)を警察職員等に除却させることができる。ただし、はり札又は立看板にあっては、表示されてから相當の期間が経過し、かつ、放置されていることが明らかであると認められるものに限る。

- (一) はり紙
- (二) はり札(ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。)
- (三) 立看板(木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。)

(指示)

第十条 公安委員会は、利用カード等販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)が、当該利用カード等販売業に關し、この条例の規定(第三条第二項の規定を除く。)に違反したときは、当該利用カード等販売業者に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は清浄な風俗環境を保持するため必要な指示をすることができる。

(利用カード等販売業の停止等)

第十一条 公安委員会は、利用カード等販売業者若しくはその代理人等が当該利用カード等販売業に關し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用カード等販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カード等販売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (一) この条例に規定する罪(第三条第二項の規定に係るものを除く。)に當たる違法な行為をした場合
- (二) 刑法(明治四十年法律第四十五号) 第七十五号又は第九十二条の罪に當たる違法な行為をした場合
- (三) 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号) 第二章に規定する罪に當たる違法な行為をした場合
- (四) 法に規定する罪(第四章第一節の規定に係るものに限る。)に當たる違法な行為をした場合
- (五) 児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号) 第四条から第八条までに規定する罪に當たる違法な行為をした場合
- (六) 児童福祉法第三十四条第一項第六号、第七号(同項第六号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第九号の規定のいずれかに違反する行為をした場合
- (七) 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第五十六条第一項又は第六十一条第一項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等)に関する法律(昭和六十年法律第八十八号) 第四十四号第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定のいずれかに違反する行為をした場合
- (八) 長崎県少年保護育成条例(平成十七年法律第六号) 第六号又は第七号の規定のいずれかに違反する行為をした場合
- (九) 第九条第一項の規定による命令に違反した場合
- (十) 前条の規定による指示に従わなかった場合

2 公安委員会は、前項の場合において、当該利用カード等販売業者が禁止区域において利用カード等販売業を営む者であるときは、その者に対し、同項の規定に基づく停止の命令に代えて、当該利用カード等販売業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第十二条 公安委員会は、前条第一項の規定により営業の停止を命じ、又は前条第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、長崎県行政手続条例(平成七年長崎県条例第四十七号) 第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、長崎県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を長崎県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(報告等及び立入調査等)

第十三条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード等販売業を営む者に対し、その業務に關し報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード等販売所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定に基づき警察職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公安委員会規則への委任)

第十四条 この条例の施行に關し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十五条 第十一条の規定による公安委員会の処分違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (一) 第五条の規定に違反した者
- (二) 第八条の規定に基づく警察職員の命令に違反した者
- (三) 次条の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- (一) 第三条の規定に違反した者
- (二) 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (三) 第九条第一項の規定に基づく公安委員会の命令に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (二) 第七条の規定に違反した者
- (三) 第十三条第一項の規定に基づく報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第二項の規定に基づく立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の少年による性風俗関連特殊営業の利用の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第二条第五号に規定する利用カード等販売業を営んでいる者については、施行日から一月を経過する日(その日以前に新条例第六条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合にあっては、その提出した日)までの間は、新条例第三条第二項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に表示されている性風俗関連特殊営業所等の名称等に係る広告物については、施行日から一月を経過する日までの間は、新条例第四条第一項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行日前に改正前の長崎県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の規定により公安委員会がした停止その他の処分又は届出その他の手続で、新条例に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってした停止その他の処分又は届出その他の手続とみなす。

5 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。